

**令和5年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 31	発達障害児とその家族の QOL を維持する市区町村の支援体制に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	こどもの知的障害・発達障害の特性とメンタルヘルスの問題等を理解し、多領域・多職種による連携支援を切れ目なく市区町村で実施する体制作りのために必要な視点を明らかにする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>こどもの知的障害・発達障害の特性とメンタルヘルスの問題等から生じる適応困難に適切に対応されないと成人後の社会生活に広範に深刻な影響を及ぼすことが知られている。また、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（平成4年6月13日）では、「強度行動障害は生来的な障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる「状態」であり、児童期からの適切な支援や、本人の特性にあった環境調整によって状態が大きく改善され得るものである」と示されている。</p> <p>一方で、乳幼児期や学童期（義務教育期）に子どもや家族への支援を多領域・多職種が連携しておこなうことによって QOL の低下を防ぐことが可能であることは、日本学術会議における提言「発達障害への多領域・多職種連携による支援と成育医療の推進」のなかでも示されている。</p> <p>そこで、青年期（15歳から18歳程度）の QOL を維持して生活している、もしくは QOL が低下している知的障害・発達障害者とその家族の乳幼児期や学童期における生活環境や支援環境等を把握すること等をおこない、QOL を維持している要因・低下させている要因を抽出することを通して、地域特性を踏まえて、どの時期に、どのような支援が必要かを明らかにし、自治体が地域特性に応じて発達障害児者への多領域・多職種の連携支援による体制づくりを推進するための基礎資料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1) 検討委員会の設置：後方視調査等調査の手法や横展開のための手続きの検討</p> <p>2) 自治体の支援体制等への実態調査等</p> <p>3) QOL の維持や低下に係る要因に関するヒアリング調査</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>強度行動障害の状態を有するリスクや社会的養護が必要になる（小児逆境体験がある）リスクのある子どもやその家族が、QOL を低下させることなく、地域特性に応じて多領域・多職種による連携した切れ目ない支援を提供することができる体制作りの基礎資料とする。</p> <p>なお、調査・分析に用いた電子データ一式等についても併せて提出すること</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害児支援専門官（3144）